

新型コロナウイルス感染症『三重県指針』ver.1.2【別冊】 イベントの開催基準等

1 適用期間

以下に示すイベントの開催基準等の適用期間は、次のとおりとします。

令和3年7月1日（木）から8月31日（火）まで

※上記適用期間のうち、7月1日（木）から7月20日（火）までは、まん延防止等重点措置および三重県リバウンド阻止重点期間終了後の経過措置を適用（人数上限のみ）

なお、9月1日以降の取扱いについては、国の方針を踏まえて改めてお示しします。

2 イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をイベント参加前にスマートフォンにインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は、読み込んでいただくようお願いします。
- イベント主催者等から、感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には、積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則としてマスクを着用し、人ととの距離を確保するなど『新しい生活様式』に基づいて行動するほか、入退場時、休憩時間や待合場所も含めて基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 主催者の存在しない季節の行事や祭り、花火大会、スポーツ観戦などに参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、不特定多数が密集する、大声の発声を伴う可能性が高いと考えられる場合は、参加を控えてください。また、街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒、飲酒後の行事への参加は控えてください。

3 イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

（1）イベント開催の基準

イベント主催者及び施設管理者の双方が「別紙1『感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）』」の取組が記載された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されている場合は、以下に示す人数等を上限としてイベントを開催できるものとします。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが無い場合は、別紙1の取組を記載したガイドラインを作成、公表し、対策を行ったうえで、以下に示す人数等を上限としてイベントを開催してください。

※ 東京オリンピック・パラリンピックのパブリックビューイングについては、大人数が集まることにつながるうえ、大声での声援等も想定され感染リスクが高まるため、実施はきわめて慎重な検討をお願いします。

※ 入退場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないイベントは、「（2）祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催」により取り扱ってください。

- ※ イベント主催者及び施設管理者の双方が別紙1およびガイドラインに則った対策を行っていないイベントの場合は、参加人数5,000人以下かつ、屋内（屋外であっても座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合を含む）では収容率50%以内、屋外（屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、または収容定員の定めがない場合を含む）では人ととの距離を十分に確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。
- ※ チケット販売の取扱いについて、7月2日（金）までにチケット販売を開始していた催物については、7月2日（金）までに販売されたものに限り、キャンセルは不要とします。ただし、7月3日（土）以降は以下に示す人数等の上限を超えるチケットの新規販売を停止してください。

また、7月3日（土）以降に販売開始されるものについては、以下に示す基準を上限としてチケット販売を行ってください。

◇ 開催規模について、次の（ア）（イ）の人数のいずれか小さい方を限度とします。

【7月1日（木）から7月20日（火）まで】（経過措置）

（ア）人数上限	（イ）収容率上限
○収容定員20,000人超の場合 ⇒ 10,000人	大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント 〔クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等〕
○収容定員10,000人超20,000人以下の場合 ⇒ 収容定員の50%	飲食を伴うが発声のないもの 100%以内
○収容定員10,000人以下の場合 ⇒ 5,000人	50%以内
○収容定員が設定されていない場合 ⇒ 10,000人	収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける

【7月21日（水）から8月31日（火）まで】

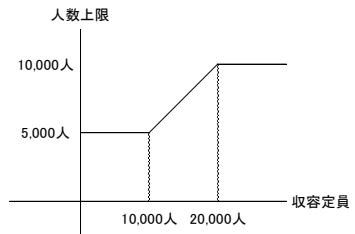
（ア）人数上限	（イ）収容率上限
○収容定員10,000人超の場合 ⇒ 収容定員の50%	大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント 〔クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等〕
○収容定員10,000人以下の場合 ⇒ 5,000人	飲食を伴うが発声のないもの 100%以内
○収容定員が設定されていない場合 ⇒ 後述	50%以内

(ア) 人数の上限

【7月1日（木）から7月20日（火）まで】（経過措置）

収容定員が設定されている場合、「5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方」または「10,000人」のいずれか小さい方を上限とします。

なお、収容定員が設定されていない場合は、10,000人以下で開催してください。

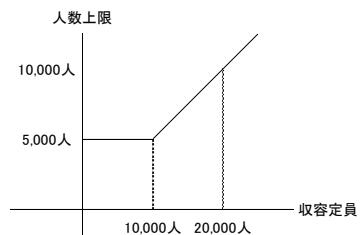


- ※ 大規模施設等において、感染防止対策の一層の徹底を前提として、人数上限を最大20,000人に緩和する実証調査を行うことができます。こうしたイベントの開催を希望する場合には、必ず事前に県へ相談してください。

【7月21日（水）から8月31日（火）まで】

収容定員が設定されている場合、「5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とします。

なお、収容定員が設定されていない場合は、後述（イ）の収容定員が設定されていない場合と同様とします。



(イ) 収容率の上限

「別紙2『各種イベント例』」を参考に、大声での歓声・声援等の有無により次の収容率を上限とします。

○大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント

別紙1の取組が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう（最低限人と人が接触しない）間隔を空けてください。
- ・飲食を伴うイベントについては、下記「大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント」と同様の取扱いとしますが、イベント中の発声がないもので別紙2に記載の条件がすべて担保される場合は「大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント」と同様の取扱いとします。

○大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント

別紙1に留意し、感染防止対策が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとしますが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空けてください。結果として50%を超えることもあります。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔（1m以上）を空けることとしてください。

- ※ 大声での歓声・声援等の有無については、これまでの開催実績における実態や類似のイベントにおける大声での歓声・声援等の有無により判断してください。具体的なイベント例については別紙2をご確認ください。
- ※ 映画館における上映等については、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合には、飲食を伴うものの「大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント」と同様の取扱いとします。

(収容率上限の緩和)

別紙2において「大声での歓声・声援等が想定されるイベント」に分類されるイベントであっても、主催者等がイベントの特性に照らして大声での歓声や声援が想定されず収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、下記の条件を満たすことにより収容率上限を100%とすることができます。(主催者等がこれまでに大声や歓声等のないイベントを開催したことが無い場合は除く)

なお、参加人数が1,000人を超える場合は、事前に県へご相談ください。

・次の資料を作成のうえ、それらをHP等で公表するとともに、イベント終了から1年間保管してください。

(参加人数が1,000人以下の場合は県へ提出する必要はありませんが、大声・歓声等の発生等の問題が生じた場合には提出を求めることができます。)

① 次のこととを示す過去1年間の実績資料

- 食事を伴わないイベントであること
- 大声・歓声等が発生しないイベントであること

(i) 当該イベントと同じ出演者・チームによる過去のイベントの開催実績がある場合

- a) イベントの特性
- b) 大声・歓声等を防止するための十分な対策内容等
- c) 大声・歓声等がなかったことを示す音声または動画等がある場合はそのデータ

(ii) 当該イベントと同じ出演者・チームによる過去のイベントの開催実績がなく、類似のイベントで大声・歓声等なしのイベントを開催したことがある場合

- a) イベントのジャンル及び来場者層が当該類似イベントと同様であること
- b) イベントの特性
- c) 当該類似イベントにおける大声防止策と同種かつ十分な対策を講じることおよびその対策内容等
- d) 当該類似イベントで大声・歓声等がなかったことを示す音声または動画がある場合はそのデータ

② 別紙1「感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)」に記載されている対策の実施状況

③ 結果報告資料(イベント終了後)

(2) 祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

○地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、(1)にかかわらず、適切な感染防止対策(発熱等の症状がある者の参加自粛、「密」の環境の回避、行事の前後の「密」の環境が生ずる交流の自粛等)を講じたうえで開催していただくようお願いします。

○全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。ただし、区画あたりの人数制限、誘導人員の配置、飲食の制限、大声を出さないことの担保など別紙1⑮の取組が確実に実施され、入退場や区域内の行動管理が適切に行える場合については、開催可能とします。

- イベント参加者に対し、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒など『新しい生活様式』に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は参加を控えていただくようにしてください。
- 入退場時、休憩時間や待合場所を含め「密」の環境とならないよう、混雑時の誘導などにより、参加者が他の人と触れ合わない距離を確保してください。
- イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。
- 演者が発声する場合は、舞台から観客までの距離を2m以上確保してください。
- 感染が発生することを避けるため、換気を強化してください。
- 参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。
- 「安心みえるLINE」にご登録いただき、QRコードを会場等に掲示するとともに、イベント参加者に対し利用を呼びかけてください。併せて「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用も呼びかけていただくようお願いします。

(3) イベント開催にあたっての県への事前相談

全国的な移動を伴うイベント、参加者が1,000人を超えるイベントなどを開催する場合は、必要に応じて相談に応じます。その場合、イベント主催者等は、遅くともイベント開催の2週間前までに、下記資料を三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に提出をお願いします。

なお、一定期間の間に反復的に同一施設を使用する場合には、一括して事前相談を行うことができます。

(県への相談の際の提出資料)

- ・イベントの計画書等
- ・別紙1「感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）」に記載されている対策の実施状況を示すもの
- ・実績報告資料（イベント終了後に提出）

その他、イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合にも、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：059-224-2352 メール：kansenta@pref.mie.lg.jp

9:00～17:00 ※月～金（祝日除く）

別紙1 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率50%超で開催するための前提）		
① マスク着用の担保 (常時着用)	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める ＊マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売	
② 大声を出さないこと の担保	・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる ＊隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ＊演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)	
2 基本的な感染防止等		
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） ＊マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う ＊大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う ＊スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等	
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励	
消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒	
⑥ 換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気	
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限	
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は1席（立席の場合は1m以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人が触れ合わない程度の間隔）	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛	

別紙1 (続き)

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断つた際の払い戻し措置 <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要</p>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励 <p>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（接触が防止できないイベントは開催を見合わせる） ・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表

3 イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>*来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可 ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体的距離の確保（区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等） ②密集の回避（混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等） ③飲食制限 ④大声を出さないとの担保 ⑤催物前後の行動管理 ⑥連絡先の把握
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

別紙2 各種イベント例

大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントの例

音楽	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショーエ

大声での歓声・声援等が想定されるイベントの例

音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競輪、競艇（競馬、オートレース）
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※ 上記は例示であり、どちらに該当するかは、実際のイベントの内容や状況による判断となります。

※ イベント中に飲食を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」とします。

【飲食を伴うものの発声がないイベント】（映画館における上映等）

別紙1『感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)』に加え、以下の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に収容率の上限を100%とします。

- ・飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守
- ・イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止
- ・十分な換気（二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること）
- ・飲食時間の短縮（長時間の飲食が想定されうる場合は、飲食時間短縮のための措置を講ずるよう努める）